



鳥取県公報

平成13年 3月28日(水)
号外第19号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 鳥取県税条例 (税務課) 1

条 例

鳥取県税条例をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第10号

鳥取県税条例

鳥取県税条例 (昭和29年鳥取県条例第26号) の全部を改正する。

目次

第1章 総則 (第1条 第19条)

第2章 普通税

第1節 県民税

第1款 通則 (第20条・第21条)

第2款 個人の県民税 (第22条 第39条)

第3款 法人等の県民税 (第40条 第45条)

第4款 利子等に係る県民税 (第46条 第53条)

第2節 事業税 (第54条 第68条)

第3節 地方消費税 (第69条 第75条)

第4節 不動産取得税 (第76条 第113条)

第5節 県たばこ税 (第114条 第124条)

第6節 ゴルフ場利用税 (第125条 第134条)

第7節 自動車税 (第135条 第146条)

第8節 鉦区税 (第147条 第153条)

第9節 狩猟者登録税 (第154条 第158条)

第10節 県が課する固定資産税 (第159条 第166条)

第3章 目的税

第1節 自動車取得税 (第167条 第185条)

第2節 軽油引取税 (第186条 第206条)

第3節 入猟税 (第207条 第210条)

第4章 雑則 (第211条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。)その他別に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語及び様式)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 徴税吏員 知事又はその委任を受けた県吏員をいう。
- (2) 徴収金 県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。
- (3) 普通徴収 徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって県税を徴収することをいう。
- (4) 申告納付 納税者がその納付すべき県税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう。
- (5) 特別徴収 県税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。
- (6) 特別徴収義務者 特別徴収によって県税を徴収し、かつ、納入する義務を負う者をいう。
- (7) 申告納入 特別徴収義務者がその徴収すべき県税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入することをいう。
- (8) 納入金 特別徴収義務者が徴収し、かつ、納入すべき県税をいう。
- (9) 証紙徴収 納税通知書を交付しないで県が発行する証紙をもって県税を払い込ませることをいう。
- (10) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載したものをいう。
- (11) 納入書 特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金を納入するために用いる文書で、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載したものをいう。
- (12) 納税通知書 納税者(個人の県民税に係る者を除く。)が納付すべき県税について、その賦課の根拠となった法律及び条例の規定、納税者の住所及び氏名又は名称、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法等を記載した文書で、県が作成するものをいう。
- (13) 納入通知書 法及びこの条例の規定により科せられた過料その他収入金の額及びその納付期限等をその者に対し告示するために県が作成する文書をいう。

2 納付書、納入書、納税通知書及び納入通知書の様式は、総務省令で定めるもののほか、規則で定める。

(県税として課する税目)

第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。

- (1) 普通税
 - ア 県民税
 - イ 事業税
 - ウ 地方消費税
 - エ 不動産取得税
 - オ 県たばこ税

- カ ゴルフ場利用税
- キ 自動車税
- ク 鉱区税
- ケ 狩猟者登録税
- コ 県が課する固定資産税

(2) 目的税

- ア 自動車取得税
- イ 軽油引取税
- ウ 入猟税

(知事権限の委任)

第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を管轄する県税事務所に委任する。

(1) 第7条第1項の規定による期限の延長に関する事項

(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項

(3) 法第65条の2の規定による控除した利子割額に相当する金額の請求等に関する事項

(4) 法第72条の40第2項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に設けて事業を行う法人に係る法人税の課税標準の更正又は決定の請求に関する事項

(5) 法第72条の49第2項又は第5項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に設けて事業を行う法人の当該事業に係る事業税の課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の請求に関する事項

(6) 地方消費税に関する事項

(7) 第137条ただし書の規定による課税免除の承認（証紙徴収の方法により徴収される自動車税に係るものに限る。）に関する事項

(8) 第144条の規定による申告書の受理に関する事項

(9) 法第742条の規定による大規模の償却資産の指定に関する事項

(10) 第171条ただし書の規定による課税免除の承認に関する事項

(11) 第178条第1項の規定による申告書若しくは同条第2項の規定による報告書又は第179条の規定による申告書若しくは修正申告書の受理に関する事項

(12) 法第699条の14第1項から第3項までの規定による自動車取得税に係る納税義務の免除、徴収の猶予又は徴収の猶予をした期間に対応する部分に係る延滞金額の免除に関する事項

(13) 法第699条の15第1項の規定による自動車取得税に係る納付義務の免除に関する事項

(14) 法第700条の6の3第4項の規定による仮特約業者の指定又は指定の取消しの通知に関する事項

(15) 法第700条の6の4第1項後段の規定による特約業者の指定に係る意見の聴取、同条第2項又は第8項の規定による特約業者の指定又は指定の取消しの通知及び報告並びに同条第4項及び第5項ただし書の規定による特約業者の指定の取消しの請求に関する事項

2 前項に定めるもののほか、同項第7号、第8号及び第10号から第13号までに掲げる事項については、東部県税事務所に委任する。

3 法第20条の4の規定によって知事が徴収の囑託を受けた他の地方団体に係る地方団体の徴収金の徴収に関しては、当該地方団体の徴収金を納付すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地を管轄する県税事務所に委任する。

4 知事は、前3項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合には、県税事務所に指示することができる。

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を管轄する県税事務所において賦課徴収する。

税 目	課 税 地
個人の県民税	法第41条第1項の規定により当該年度分の個人の県民税を賦課徴収する市町村の区域
法人等（第20条第5号に規定する法人等をいう。以下この章において同じ。）の県民税	申告納付すべき日における主たる事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）の所在地
利子等（第20条第6号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。）に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等（第20条第9号に規定する営業所等をいう。）で県内に所在するものうち主たるものの所在地
法人の事業税	申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地
個人の事業税	賦課期日現在における主たる事務所又は事業所の所在地
不動産取得税	賦課期日現在における不動産の所在地
県たばこ税	申告納付すべき日における卸売販売業者等（第115条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。）の主たる事務所又は事業所の所在地（当該事務所又は事業所が県内にない場合にあつては、県庁の所在地）
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の所在地
自動車税	普通徴収による場合は、賦課期日現在における自動車の所有者（法第145条第2項に規定する場合にあつては買主、同条第3項に規定する場合にあつては使用者）の住所又は事務所若しくは事業所の所在地（住所又は事務所若しくは事業所が県内にない場合にあつては、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地）
	証紙徴収による場合は、鳥取陸運支局の所在地
鉱区税	賦課期日現在における鉱区の所在地
狩猟者登録税	狩猟者の登録を受ける機関の所在地
県が課する固定資産税	賦課期日現在における法第349条の4第1項に規定する大規模の償却資産又は法第349条の5第1項に規定する新設大規模償却資産（以下「大規模償却資産」という。）の所在地
自動車取得税	鳥取陸運支局の所在地
軽油引取税	事務所又は事業所の所在地（事務所又は事業所が県内にない場合にあつては、県内における軽油の納入地のうち主たるものの所在地、自動車の主たる定置場の所在地又は免税証を交付した機関の所在地）
入猟税	狩猟者の登録を受ける機関の所在地

2 知事は、前項の規定による課税地を不適当と認める場合又はこれにより難いと認める場合には、同項の規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。

(納付又は納入先)

第6条 納税者（個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車税、狩猟者登録税、自動車取得税及び入猟税に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、県指定金融機関、県指定代理金融機関若しくは県収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）又は県内の郵便局（以下「郵便局」という。）に払い込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、徴税吏員である出納員及び分任出納員は、納税者又は特別徴収義務者から徴収金又は納入金を収納することができる。

(災害等による期限の延長)

第7条 知事は、県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。次項において同じ。）、納付又は納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月以内に限り、地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。

2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、前項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月以内に限り、当該期限を延長することができる。

3 前項の申請をする者は、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に期限の延長を必要とする事実を証明する書類を添付してこれを知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 納期限の延長を求めようとする税目
- (3) 年度、期別又は月別及び書類の名称又は税額
- (4) 納期限の延長を必要とする期間及び理由
- (5) その他知事が必要であると認める事項

(県税の減免)

第8条 知事は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、必要があると認めるときは、県税を減免することができる。

法人等の県民税	災害により著しく資力が減少した場合
事業税	災害により著しく資力が減少した場合
	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合
不動産取得税	災害により滅失し、又は損壊した不動産に代わるものと知事が認める不動産を取得した場合
	取得した不動産が当該不動産の取得に係る不動産取得税の納期限までに災害により滅失し、又は損壊した場合
自動車税	災害により自動車が滅失し、又は損壊した場合
県が課する固定資産税	災害により大規模償却資産の価値が著しく減少した場合
自動車取得税	災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得した場合

2 知事は、前項の表の右欄に掲げる場合のほか、特別の事情があるため必要があると認める場合には、県税を減免することができる。

3 前2項の規定による県税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 減免を受けようとする税目

(3) 年度、期別又は月別及び税額

(4) 減免を必要とする理由

(5) その他知事が必要であると認める事項

(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 法人等の県民税	ア 第45条第1項の規定により不足税額を納付する場合の税額	当該不足税額の納期限までの期間又は当該不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	イ 法第53条第1項、第2項又は第4項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	ウ 法第53条第1項、第2項又は第4項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
	エ 法第53条第7項の修正申告書に係る税額	当該修正申告書を提出した日（法第53条第8項の規定の適用がある場合であつて、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
	オ 法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2第1項の規定により提出期限が延長された申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間の所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額	当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から法人税法第75条の2第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間
(2) 利子等に係る県民税	ア 第53条第1項の規定により不足金額を納付する場合の税額	当該不足金額の納期限までの期間又は当該不足金額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	イ 法第71条の10第2項の申告書に係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 法人 の事業税	ア 第64条第1項の規定により不足税額を納付する場合の税額	当該不足税額の納期限までの期間又は当該不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	イ 法第72条の25第5項、法第72条の26第4項又は法第72条の28第2項、法第72条の29第2項、法第72条の30第2項、法第72条の31第2項若しくは法第72条の32第2項において準用する法第72条の25第5項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	ウ 法第72条の33第1項の規定により提出期限後に提出した申告書に係る税額	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
	エ 法第72条の33第2項又は第3項の修正申告書に係る税額	当該修正申告書を提出した日(当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
	オ 法第72条の25第3項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)の規定による申告納付に係る税額	当該申告納付に係る各事業年度終了の日後2月を経過した日から法第72条の25第3項の規定により延長された申告書の提出期限までの期間
(4) 個人 の事業税	第65条の規定による納期限後に納付する場合の税額	当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(5) 不動 産取得税	ア 第82条の規定による納期限後に納付する場合の税額(イに掲げる税額を除く。)	当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	イ 法第2章第4節第3款の規定により徴収猶予した税額	当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
(6) 県た ばこ税	ア 第124条第1項の規定により不足税額を納付する場合の税額	当該不足税額の納期限までの期間又は当該不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	イ 第120条第1項又は第3項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	ウ 第122条第1項の規定により提出期限後に提出した申告書に係る税額	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
	エ 第122条第2項の修正申告書に係る税額	当該修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
	オ 第119条第2項の規定による納期限後に納付する場合の税額	当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(7) ゴル フ場利用 税	ア 第134条第1項の規定により不足金額を納付する場合の税額	当該不足金額の納期限までの期間又は当該不足金額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	イ 第131条第1項の申告書に係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(8) 自動車税	第141条第1項の規定による納期限後に納付する場合の税額	当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(9) 鉱区税	第150条第1項の規定による納期限後に納付する場合の税額	当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(10) 狩猟者登録税	第157条第2項の規定による納期限後に納付する場合の税額	当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(11) 県が課する固定資産税	ア 第163条の規定による納期限後に納付する場合の税額	当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	イ 法第745条第2項の規定により不足税額を納付する場合の税額	当該不足税額の納期限までの期間又は当該不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(12) 自動車取得税	ア 第185条第1項の規定により不足税額を納付する場合の税額	当該不足税額の納期限までの期間又は当該不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	イ 法第699条の14第2項の規定により徴収猶予した税額	当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
	ウ 第178条第1項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額(イに掲げる税額を除く。)	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	エ 第178条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額(イに掲げる税額を除く。)	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
	オ 法第699条の12第2項の修正申告書に係る税額(イに掲げる税額を除く。)	当該修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
(13) 軽油引取税	ア 第206条第1項の規定により不足金額を納付する場合の税額	当該不足金額の納期限までの期間又は当該不足金額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	イ 法第700条の21第1項の規定により徴収猶予した税額	当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
	ウ 第195条第1項又は第196条の申告書に係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	エ 法第700条の16第4項(法第700条の19第5項において準用する場合を含む。)の規定により法第700条の3第1項の規定による引取りとみなされた免税軽油の引取りに係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

2 第142条第3項の規定により普通徴収の方法により徴収される自動車税を納付する納税者は、当該税額に、当該自動車税に係る納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付書によって納付しなければならない。

3 前2項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項又は第2項の延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金の割合の特例)

第10条 当分の間、前条第1項及び第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(災害等による期限の延長をした県税に係る延滞金の免除)

第11条 第7条第1項及び第2項の規定により県税の納付又は納入に関する期限を延長した場合には、その県税に係る延滞金のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

(督促)

第12条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後20日以内に規則で定める督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、これを発しないものとする。

2 法第48条第1項の規定によって個人の県民税について滞納処分をする場合において、督促状を発していないものについては、徴税吏員は、速やかにこれを発しなければならない。

3 法第20条の4第1項の規定によって徴収の嘱託を受けた場合において、当該嘱託に係る徴収金のうち滞納に係るもので徴収の嘱託をした地方団体の徴税吏員が督促状を発していないものについては、徴収の嘱託を受けた徴税吏員は、速やかにこれを発しなければならない。

(公示送達)

第13条 法第20条の2の規定による公示送達は、課税地を管轄する県税事務所の掲示場に規則で定める公示送達書を掲示して行うものとする。

(納税管理人の申告等)

第14条 法人等の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税若しくは鉱区税の納税義務者又はゴルフ場利用税の特別徴収義務者（以下この条及び次条において「納税義務者等」という。）は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、課税地を管轄する県税事務所の管内（以下この項において「管内」という。）に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申告書を知事に提出し、又は管内以外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、納税義務者等は、当該納税義務者等に係る県税の徴収の確保に支障がないことについて、あらかじめ規則で定める申請書を知事に提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第15条 前条第2項の認定を受けていない納税義務者等で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(納税証明書の交付の請求等)

第16条 法第20条の10の規定による証明書（以下この条において「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

- (1) 証明を受けようとする県税の年度及び税目
- (2) 証明を受けようとする事項
- (3) 証明書の使用目的
- (4) 証明書の枚数

2 前項の請求により証明する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第20条の10の施行令に掲げる事項
- (2) 県税に関する犯則事件について国税犯則取締法（明治33年法律第67号）の規定を準用して行われる処分を受けたことがないこと。

3 証明書の交付を受けようとする者は、証明書1枚につき400円の手数料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する証明書については、これを徴しないものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2第1項の規定によって請求する証明書
- (2) 鉱業法施行規則（昭和26年通商産業省令第2号）第4条の2又は第20条第4項の規定によって請求する証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中小企業の振興に寄与すること等を目的とした融資制度で規則で定めるものを利用するために請求する証明書

4 前項の規定の適用については、各税目につき第2項各号に掲げる事項ごと（同項第1号に掲げる事項については、法第20条の10の施行令に掲げる事項ごと）に1枚とみなし、その証明書が2以上の年度（法人等の県民税及び法人の事業税にあつては事業年度とし、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税にあつては月とする。以下この項において同じ。）に係る県税に関するものであるときは、当該枚数に年度の数を乗じて得た枚数とみなす。ただし、その証明書が徴収金について未納の額がないこと又は滞納処分を受けたことがないことを証明するものである場合にあつては、この限りでない。

5 手数料は、鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第3条に規定する証紙（以下「鳥取県収入証紙」という。）を第1項の請求書にはり付けて納めなければならない。

（徴税吏員等の証票）

第17条 徴税吏員は、県税の賦課徴収に関する調査のため質問し、又は検査を行う場合にあつては当該徴税吏員の身分を証明する規則で定める証票を、県税に関する犯則事件の調査を行う場合にあつてはその職務を指定された徴税吏員であることを証明する規則で定める証票を、それぞれ携帯しなければならない。

（鳥取県行政手続条例の適用除外）

第18条 鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、鳥取県行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

2 鳥取県行政手続条例第3条、第4条又は第34条第3項に定めるもののほか、県の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第2項及び第35条の規定は、適用しない。

（申告書、届出書等の提出）

第19条 法、施行令、総務省令又はこの条例の規定により知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類の提出は、課税地を管轄する県税事務所長を経由してしなければならない。

第2章 普通税

第1節 県民税

第1款 通則

（用語）

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 均等割 法第23条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- (2) 所得割 法第23条第1項第2号に規定する所得割をいう。
- (3) 法人税割 法第23条第1項第3号に規定する法人税割をいう。
- (4) 利子割 法第23条第1項第3号の2に規定する利子割をいう。
- (5) 法人等 法第26条第1項に規定する法人等をいう。
- (6) 利子等 法第23条第1項第14号に規定する利子等をいう。
- (7) 退職手当等 法第23条第1項第6号に規定する退職手当等をいう。
- (8) 資本等の金額 法第23条第1項第4号の2に規定する資本等の金額をいう。
- (9) 営業所等 法第24条第8項に規定する営業所等をいう。

(県民税の納税義務者等)

第21条 県民税は、次の表の左欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の右欄に定める額によって課する。

(1) 県内に住所を有する個人	均等割の額及び所得割の額の合算額
(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者	均等割の額
(3) 県内に事務所又は事業所を有する法人	均等割の額及び法人税割の額の合算額
(4) 県内に寮等を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(第6項に規定するものを除く。)	均等割の額
(5) 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者	利子割の額

- 2 前項の表(1)の県内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者については、市町村の住民基本台帳に記録されている者(法第294条第3項の規定により当該住民基本台帳に記録されているものとみなされる者を含み、同条第4項に規定する者を除く。)をいう。
- 3 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で法第24条第3項の施行令で定めるものをもって、その事務所又は事業所とする。
- 4 法第25条第1項第2号に掲げる者で収益事業(法第24条第9項の施行令で定める範囲の事業をいう。以下この節において同じ。)を行うものに対する県民税は、第1項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業を行う事務所又は事業所を有する者に課する。
- 5 法人税法第2条第6号の公益法人等(次に掲げる法人を含む。)のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、県内に収益事業を行う事務所又は事業所を有する者に課する。
 - (1) 管理組合法人及び団地管理組合法人
 - (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体
 - (3) 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第8条に規定する法人である政党又は政治団体
 - (4) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人
- 6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)は、法人とみなして、この節中法人に関する規定をこれに適用する。

7 第1項の表(2)に掲げる者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして県民税を課する。

第2款 個人の県民税

(所得割の課税標準)

第22条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額とは、法第32条第2項の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(所得控除)

第23条 所得割の課税標準の算定に当たっては、法第34条の定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、老年者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、それぞれ前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(所得割の税率)

第24条 所得割は、次の各号に掲げる所得金額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額によって課する。

(1) 課税総所得金額又は課税退職所得金額 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める算式によって算定した金額

当該所得金額が700万円以下である場合	所得金額 × 2/100
当該所得金額が700万円を超える場合	700万円 × 2/100 + 700万円を超える部分の金額 × 3/100

(2) 課税山林所得金額 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める算式によって算定した金額

当該所得金額が3,500万円以下である場合	所得金額 × 2/100
当該所得金額が3,500万円を超える場合	3,500万円 × 2/100 + 3,500万円を超える部分の金額 × 3/100

2 前項の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(配当控除)

第25条 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第5条第1項に規定する配当所得があるとき(同条第3項の規定に該当する場合を除く。)は、同条第1項各号に掲げる金額の合計額を、その者の所得割の額から控除する。

(個人の県民税の負担軽減の特例)

第26条 法附則第40条の規定により特例措置が講じられる間の個人の県民税については、次項から第4項までに定めるところによる。

2 平成12年度以後の各年度分の個人の県民税の所得割に係る法第34条第1項第11号に規定する特定扶養親族に係る扶養控除額は、同号の規定にかかわらず、同号に規定する金額に2万円を加算した額とする。

3 平成12年度以後の各年度分の個人の県民税の所得割に係る法第34条第4項に規定する特定扶養親族に係る扶養控除額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に2万円を加算した額とする。

4 平成11年度以後の各年度分の個人の県民税について、法附則第40条第7項の規定により算定される県民税に係る定率による税額控除の額を、所得割の納税義務者の第24条及び法第36条の規定を適用した場合の所得割(第28条の規定によって課する所得割を除く。)の額から控除する。

(個人の均等割の税率)

第27条 個人の均等割の税率は、1,000円とする。

(退職所得の課税の特例)

第28条 退職手当等（所得税法（昭和40年法律第33号）第199条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下同じ。）の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第22条、第24条及び第31条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、次条、第30条、第35条及び第36条に規定するところによって課する。

(分離課税に係る所得割の課税標準)

第29条 前条の規定によって課する所得割（以下この節において「分離課税に係る所得割」という。）の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。

2 前項の退職所得の金額は、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例によって算定する。

(分離課税に係る所得割の税率)

第30条 分離課税に係る所得割は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める算式によって算定した金額によって課する。

当該所得金額が700万円以下である場合	所得金額 × 2/100
当該所得金額が700万円を超える場合	700万円 × 2/100 + 700万円を超える部分の金額 × 3/100

2 前項の規定の適用については、当分の間、同項中「算定した金額」とあるのは「算定した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額」とする。

(個人の県民税の賦課期日)

第31条 個人の県民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(個人の県民税の賦課徴収)

第32条 個人の県民税の賦課徴収は、法第48条の規定による場合を除くほか、市町村が当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。

(個人の県民税の申告等)

第33条 第21条第1項の表(1)に掲げる者のうち法第317条の2第1項から第4項までの規定に基づく市町村民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書と併せて法第45条の2の規定に基づく県民税に関する申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

第34条 第21条第1項の表(1)に掲げる者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、この節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条の申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（法第45条の3第2項の総務省令で定める事項を除く。）のうち法第45条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条の申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、法第45条の3第3項の総務省令で定めるところにより、県民税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。

(分離課税に係る所得割の納入申告書)

第35条 法第328条の5第2項又は第3項の規定に基づく市町村民税に関する納入申告書を提出する者は、当該納入申告書と併せて法第50条の5の規定に基づく県民税に関する納入申告書を市町村長に提出しなければならない。

(退職所得申告書)

第36条 退職手当等の支払を受ける者は、法第328条の7第1項の規定に基づく市町村民税に関する申告書と併せて法第50条の7第1項の規定に基づく県民税に関する申告書を、当該退職手当等の支払者を經由して、市町村長に提出しなければならない。

(個人の県民税に係る徴収金の払込みの方法)

第37条 市町村が法第42条第3項の規定によって個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、規則で定める払込書によって指定金融機関等又は郵便局に払い込むものとする。

(個人の県民税の賦課徴収に関する報告)

第38条 市町村長は、次に掲げる事項をその年の8月31日までに規則で定める報告書により知事に報告しなければならない。

- (1) 個人の県民税の納税義務者数
- (2) 個人の県民税及び個人の市町村民税の均等割及び所得割のそれぞれの総額
- (3) 個人の県民税及び個人の市町村民税の所得割の課税標準額

2 市町村長は、当該年度中の各月に納入申告書の提出された個人の県民税及び個人の市町村民税の分離課税に係る所得割に関し、次に掲げる事項を当該月の翌月の10日までに、規則で定める報告書により、知事に報告しなければならない。

- (1) 個人の県民税の分離課税に係る所得割の納税義務者数
- (2) 個人の県民税及び個人の市町村民税の分離課税に係る所得割の額の総額

3 市町村長は、毎月分の個人の県民税の賦課徴収状況並びに法第45条の規定によって個人の県民税を減免した場合には、その理由、件数及び金額を前項の規定による報告に併せて報告しなければならない。

4 市町村長は、法第46条第2項の規定により5月31日現在における個人の県民税に係る滞納の状況について、滞納の件数及びこれに係る税額の合計額、徴収猶予の件数及びこれに係る徴収金の合計額、滞納処分の停止の件数及びこれに係る徴収金の合計額、換価の猶予の件数及びこれに係る徴収金の合計額その他知事が必要であると認める事項を、規則で定める報告書により、6月30日までに知事に報告しなければならない。

5 知事は、必要があると認める場合には、前各項に規定するもののほか、市町村長に対し、個人の県民税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができる。

(徴収取扱費の算定に関する報告)

第39条 市町村長は、毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの期間に従い、法第47条第1項の規定によって徴収取扱費を算定し、それぞれ規則で定める報告書により、10月10日及び4月10日までに知事に報告しなければならない。

第3款 法人等の県民税

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法 人 税 割		税 率
(1) (2)に掲げる法人税割以外の法人税割		100分の5
(2) 平成9年4月1日から平成14年3月31日までの間 (以下この表において「特例期間」という。)に終了する各事業年度分及び各計算期間(第55条第1項に規定する計算期間をいう。)分の法人税割並びに特例期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人税割(清算中の各事業年度に係る法人	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の5.8

税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。以下この表において「清算所得に係る法人税割」という。）

イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割及び清算所得に係る法人税割	100分の5
-------------------------------------	--------

- 2 前項の表(2)イの中小法人等とは、法人のうち、資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社を除く。）又は第21条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のものをいう。
- 3 前項の規定を適用する場合において、資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、法第52条第2項第1号に掲げる日の現況によるものとする。
- 4 第2項の規定を適用する場合において、他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項（法第1条第2項において準用する場合を含む。）の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。
- 5 法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第2項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。
- 6 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(法人等の均等割の税率)

第41条 法人等の均等割の税率は、次の表の法人等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

法 人 等	税 率
(1) 資本等の金額が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に規定する公共法人等を除く。(2)から(4)までにおいて同じ。)	年額 80万円
(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人	年額 54万円
(3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人	年額 13万円
(4) 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人	年額 5万円
(5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人等	年額 2万円

(法人等の県民税の徴収方法)

第42条 法人等の県民税の徴収については、申告納付の方法による。

(法人等の県民税の申告納付)

第43条 県民税を申告すべき法人等は、法第53条の規定によって、同条第1項、第2項、第4項及び第7項の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

- 2 前項の規定によって申告書を提出すべき法人等は、当該申告書（法第53条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定によって申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。
- 3 法人税法第71条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、その法人税額の課税標準の算定期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（同条第1項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該算定期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

(法人等の県民税に係る更正及び決定に関する通知)

第44条 法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(法人等の県民税に係る不足税額の納付手続)

第45条 前条の通知書を受理した法人等は、不足税額（法第56条第1項に規定する不足税額をいう。）があるときは、納付書によってこれを納付しなければならない。

2 前項の不足税額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過した日とする。

第4款 利子等に係る県民税

(利子割の課税標準)

第46条 利子割の課税標準は、支払を受けるべき利子等の額とする。

2 前項の利子等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する。

(利子割の税率)

第47条 利子割の税率は、100分の5とする。

(利子割の徴収の方法)

第48条 利子割の徴収については、特別徴収の方法による。

(利子割の特別徴収義務者)

第49条 利子割の特別徴収義務者は、利子等の支払又はその取扱いをする者で県内に営業所等を有するものとする。

(利子割の申告納入)

第50条 前条の特別徴収義務者は、利子等の支払の際（特別徴収義務者が利子等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る利子等の交付の際）、その利子等について利子割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、法第71条の10第2項の総務省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、同項の総務省令で定める計算書を添付しなければならない。

(営業所等設置の届出等)

第51条 利子等の支払又はその取扱いをする者は、県内に営業所等を設けた場合には、当該営業所等を設けた日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 営業所等の名称及び所在地

(2) 営業所等において行う支払の事務（支払に関連を有する事務を含む。）又は支払の取扱いの事務に係る利子等の種別

(3) その他知事が必要であると認める事項

2 利子等の特別徴収義務者は、前項の営業所等につき同項第1号及び第2号に掲げる事項に変更を生じた場合又は当該営業所等を廃止した場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(利子割に係る更正及び決定に関する通知)

第52条 法第71条の11第4項の規定による更正又は決定の通知、法第71条の14第4項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の15第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(利子割に係る不足金額等の納付手続)

第53条 前条の通知書を受理した特別徴収義務者は、不足金額（法第71条の12第1項に規定する不足金額をいう。）、過少申告加算金額（法第71条の14第1項に規定する過少申告加算金額をいう。）、不申告加算金額（同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。）又は重加算金額（法第71条の15第1項に規定する重加算金額をいう。）があるときは、それぞれ納入書によってこれらを納入しなければならない。

2 前項の不足金額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過した日とする。

第2節 事業税

(事業税の納税義務者等)

第54条 事業税は、法人の行う事業並びに法第72条に規定する個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事

業に対し、その事業を行う者に課する。

- 2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業（法第72条第8項の施行令に規定する事業をいう。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）は、法人とみなして、法人の事業税に関する規定をこれに適用する。

（事業税の課税標準）

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業にあっては各事業年度の収入金額、特定信託（法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託をいう。以下この節において同じ。）の受託者である法人が行う信託業にあっては各事業年度の所得及び各特定信託の各計算期間（法第72条の13第9項から第13項までの規定により求められる同条第1項に規定する計算期間をいう。以下この節において同じ。）の所得並びに清算所得、その他の事業にあっては各事業年度の所得及び清算所得による。

- 2 個人の行う事業に対する事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による。

- 3 個人が年の中途において事業を廃止した場合における事業税の課税標準は、前項に規定する所得によるほか、当該年の1月1日から事業廃止の日までの個人の事業の所得による。

（法人又は個人の課税標準の区分經理の義務）

第56条 医療法人、医療施設（法第72条の14第1項の施行令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（法第72条の5第1項第4号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。）又は法第72条第7項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該法人又は個人の事業から生ずる所得について、法第72条の14第1項ただし書又は第72条の17第1項ただし書の規定によって当該法人又は個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額又は総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して經理しなければならない。

- 2 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する經理を区分して行わなければならない。

（事業税の税率）

第57条 事業税の税率は、次の表の区分の欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の税率の欄に定める金額とする。

区 分		税 率
(1) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人		各事業年度の収入金額の100分の1.5
(2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人	特別法人（法第72条の22第4項に規定する特別法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）	ア及びイの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5.6 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額並びに清算所得の100分の7.5
	その他の法人	アからウまでの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5.6 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下

		の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の100分の8.4 ウ 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額並びに清算所得の100分の11
(3) その他の事業を行う法人	特別法人	ア及びイの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5.6 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の100分の7.5
	その他の法人	アからウまでの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5.6 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の100分の8.4 ウ 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の100分の11
(4) 法第72条第5項に規定する第一種事業を行う個人		所得の100分の5
(5) 法第72条第6項に規定する第二種事業を行う個人		所得の100分の4
(6) 法第72条第7項に規定する第三種事業((7)に掲げるものを除く。)を行う個人		所得の100分の5
(7) 法第72条第7項に規定する第三種事業のうち同項第4号、第5号又は第7号に掲げる事業を行う個人		所得の100分の3

2 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本の金額又は出資金額が1,000万円以上のものを行う事業に対する事業税の税率は、前項の表(2)又は(3)の規定にかかわらず、特別法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の7.5とし、その他の法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の11とする。

(法人の事業税の税率の特例)

第58条 前条の規定にかかわらず、法附則第40条の規定により特例措置が講じられる間の法人の事業税の税率については、次項から第5項までに定めるところによる。

2 平成11年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部配分により納付すべき法人の事業税を含む。)並びに法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)の施行の日以後に終了する各計算期間に係る法人の事業税の税率は、次の表の区分の欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の税率の欄に定める金額とする。

区 分		税 率
(1) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人		各事業年度の収入金額の100分の1.3
(2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人	特別法人	ア及びイの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額並びに清算所得の100分の6.6
	その他の法人	アからウまでの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の100分の7.3 ウ 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額並びに清算所得の100分の9.6
(3) その他の事業を行う法人	特別法人	ア及びイの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の100分の6.6
	その他の法人	アからウまでの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の100分の7.3 ウ 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の100分の9.6

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本の金額又は出資金額が1,000万円以上のものが行う事業に対する法人の事業税の税率は、前項の表(2)又は(3)の規定にかかわらず、特別法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の6.6とし、その他の法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の9.6とする。

4 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第68条の3第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の税率は、第2項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の税率の欄に定める金額とする。

区 分	税 率
(1) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人	各事業年度の収入金額の100分の1.3

(2) 特定信託 の受託者である 信託業を行 う法人	特別法人	ア及びイの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額及び各特定 信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額の100分 の5 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び各特 定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額並 びに清算所得の100分の6.6
	その他の法人	アからウまでの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額及び各特定 信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額の100分 の5 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の 金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を 超え年800万円以下の金額の100分の7.3 ウ 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び各特 定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額並 びに清算所得の100分の9.6
(3) その他の 事業を行う法 人	特別法人	ア及びイの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算 所得の100分の6.6 (各事業年度の所得のうち年10億円を超え る金額については、100分の7.9)
	その他の法人	アからウまでの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の 金額の100分の7.3 ウ 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算 所得の100分の9.6

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条の3第1項の規定に該当する法人で資本の金額又は出資金額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の税率は、第3項及び前項の表(2)又は(3)の規定にかかわらず、特別法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の6.6(各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9)とし、その他の法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の9.6とする。

(事業税の徴収方法)

第59条 事業税の徴収については、法人の行う事業に対するものにあつては申告納付の方法により、個人が行う事業に対するものにあつては普通徴収の方法による。

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の所得及び清算所得若しくは収入金額又は各特定信託の各計算期間の所得につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第5項の総務省令で定める様式によって、当該所得、清算所得又は収入金額に係る事業税の申告書を

知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

法 人		期 間
(1) 法第72条の25第1項又は第72条の28第1項の規定の適用を受ける法人	ア イに掲げる法人以外の法人 イ 法第72条の9第1項に規定する納税管理人を定めないで法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなる外国法人(同条第2項の認定を受けたものを除く。)	各事業年度又は各計算期間終了の日から2月以内の期間 当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日のいずれか早い日までの期間
(2) 法第72条の25第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人		同項の規定により指定された日までの期間
(3) 法第72条の25第3項の規定の適用を受ける法人		当該各事業年度終了の日から3月以内又は同項の規定により指定された月数の期間
(4) 法第72条の26第1項の規定の適用を受ける法人		当該法人の当該事業年度又は計算期間の開始の日から6月を経過した日から2月以内の期間
(5) 法第72条の29第1項の規定の適用を受ける法人		当該法人の当該事業年度終了の日から2月以内の期間(当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日までの期間)
(6) 法第72条の30第1項の規定の適用を受ける法人		残余財産の分配の日の前日までの期間
(7) 法第72条の31第1項の規定の適用を受ける法人		残余財産の確定した日から1月以内の期間(当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日までの期間)
(8) 法第72条の32第1項の規定の適用を受ける法人		合併の日から2月以内の期間

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 前条の規定によって申告書を提出すべき法人(前条の表(4)に掲げる法人を除く。)は、当該申告書の提出期限後においても法第72条の42の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定によって申告納付することができる。

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は法第72条の39若しくは法第72条の41の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又は当該更正若しくは決定に係る所得、清算所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合(納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合)においては、遅滞なく、法第72条の33第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人で所得及び清算所得に対する事業税を申告納付すべきものは、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度(清算所得については、その算定の期間)又は計算期間に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の33第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

(新設法人等の届出)

第62条 新たに設立した法人(法第72条の4の規定の適用を受ける法人を除く。第3項において同じ。)は、設立の日から2月以内に、その設立の日、名称、事業目的、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地を知事に届け出なければならない。

2 前項の届出をする場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款その他の法人の基本的な定めの写真
- (2) 登記簿謄本

3 事務所又は事業所を新たに設立した法人は、これを設けた日から2月以内に、事務所又は事業所の名称、所在地、事業の種類及び種目、従業者数、固定資産の価額並びにその設置の年月日を知事に届け出なければならない。

(法人の事業税に係る更正及び決定に関する通知)

第63条 法第72条の42の規定による更正又は決定の通知、法第72条の46第4項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第72条の47第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(法人の事業税に係る不足税額の納付手続)

第64条 前条の通知書を受領した法人は、不足税額(法第72条の44第1項に規定する不足税額をいう。)、過少申告加算金額(法第72条の46第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。))又は重加算金額(法第72条の47第1項に規定する重加算金額をいう。))があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない。

2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過した日とする。

(個人の事業税の納期)

第65条 個人が行う事業に対する事業税の納期は、次のとおりとする。ただし、年の中途において事業を廃止した場合又は特別の事情がある場合における事業に対する事業税の納期は、知事が定めて納税通知書に記載したところによる。

- (1) 第1期 8月20日から同月31日まで
- (2) 第2期 11月20日から同月30日まで

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告)

第66条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の17第1項の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の18第1項の規定による控除額を超えるものは、法第72条の55第1項の総務省令の定めるところにより、当該年度の初日の属する年(以下この項及び次項において「当該年」という。))の3月15日までに、当該年の前年中の事業の所得、当該年の前年において生じた譲渡損失の金額並びに法第72条の17第2項及び第3項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を知事に申告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内)に、当該年の1月1日から事業の廃止の日までの事業の所得、当該年の1月1日から事業の廃止の日までに生じた譲渡損失の金額並びに法第72条の17第2項及び第3項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を知事に申告しなければならない。

3 前2項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第72条の17第6項、第7項又は第10項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の3月15日までに、法第72条の55第2項の総務省令で定めるところにより、知事に申告することができる。

第67条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書を提出し、又は県民税につき法第45条の2第1項の申告書を提出した場合(法第72条の55の2第1項の施行令で定める場合を除く。))には、この節の規定の適用については、当該申告書が提出された日に前条の規定による申告がされたものとみなす。ただし、同日前に当該申告がされた場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該申告書に記載された事項のうち前条に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、同条の規定により申告されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、同項に規定する申告書を提出する者は、当該申告書に、法第72条の55の2第3項の総務省令で定めるところにより、事業税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。

(個人の事業税の不申告に係る過料)

第68条 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者が前条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第3節 地方消費税

(用語)

第69条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 譲渡割 法第72条の77第2号に規定する譲渡割をいう。

(2) 貨物割 法第72条の77第3号に規定する貨物割をいう。

(地方消費税の納税義務者等)

第70条 地方消費税は、法第72条の78第2項各号に掲げる事業者のうち、それぞれ当該各号に定める場所が県内に所在するもの（以下この条において「事業者」という。）の行った消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等（以下「課税資産の譲渡等」という。）については当該事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）に対し譲渡割によって、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物については当該課税貨物を同項第2号に規定する保税地域（県内に所在する保税地域に限る。）から引き取る者に対し貨物割によって課する。

2 法第72条の78第6項の規定により税務署長（県内に所在する税務署に所属する税務署長に限る。以下この節において同じ。）又は税関長（県内に所在する税関に所属する税関長に限る。以下この節において同じ。）が消費税を徴収する場合には、当該消費税を納付すべき者に対し、当該徴収すべき消費税額を課税標準として、地方消費税を課するものとし、税務署長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税にあっては譲渡割に、税関長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税にあっては貨物割に含まれるものとして、この節（この条を除く。）の規定を適用する。この場合において、譲渡割に含まれるものとされる地方消費税の徴収については、普通徴収の方法によるものとする。

(地方消費税の課税標準額)

第71条 地方消費税の課税標準額は、消費税額とする。

(地方消費税の税率)

第72条 地方消費税の税率は、100分の25とする。

(譲渡割の申告納付)

第73条 譲渡割の申告納付は、当分の間、消費税の申告納付の例により、消費税の申告納付と併せて、税務署長に申告し、及び国に納付しなければならない。

(貨物割の申告)

第74条 消費税法第47条第1項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者は、当該申告書に記載すべき同項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額、これを課税標準として算定した貨物割額その他必要な事項を記載した申告書を、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税関長に提出しなければならない。

(貨物割の納付)

第75条 貨物割の納税義務者は、貨物割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。

第4節 不動産取得税

(不動産取得税の納税義務者等)

第76条 不動産取得税は、不動産の取得（法第73条の2第2項から第7項まで、第11項及び第12項の規定により取得とみなされるものを含む。以下この節において同じ。）に対し、当該不動産の取得者（同条第2項、第3項、第11項及び第12項の規定により取得者とみなされる者を含む。以下この節において同じ。）に課する。

（不動産取得税の課税標準）

第77条 不動産取得税の課税標準は、不動産を取得した時における不動産の価格とする。

2 家屋の改築をもって家屋の取得とみなした場合に課する不動産取得税の課税標準は、当該改築により増加した価格とする。

（宅地等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第78条 宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成12年1月1日から平成14年12月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

（不動産取得税の税率）

第79条 不動産取得税の税率は、100分の4とする。

（住宅の取得に対して課する不動産取得税の税率の特例）

第80条 住宅の取得に対して課する不動産取得税の税率は、当該取得が昭和56年7月1日から平成13年6月30日までの間に行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

（不動産取得税の免税点）

第81条 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては10万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分を用いる。以下この条において同じ。）につき23万円、その他のものにあつては1戸につき12万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。

2 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合又は家屋を取得した者が当該家屋を取得した日から1年以内に当該家屋と一構となるべき家屋を取得した場合においては、それぞれその前後の取得に係る土地又は家屋の取得をもって一の土地の取得又は1戸の家屋の取得とみなして、前項の規定を適用する。

（不動産取得税の納期）

第82条 不動産取得税の納期は、知事が定めて納税通知書に記載したところによる。

（不動産取得税の徴収方法）

第83条 不動産取得税の徴収については、普通徴収の方法による。

（不動産の取得に係る申告又は報告）

第84条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 不動産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目、地積及び用途
- (3) 不動産が家屋である場合には、家屋の所在、家屋番号、用途、床面積及び構造
- (4) 家屋の増築又は改築の場合には、増築又は改築前の用途、床面積及び構造
- (5) 不動産の譲渡による取得の場合には、旧所有者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (6) 不動産を取得した年月日及びその取得の原因

2 法第73条の4から第73条の7までの規定に該当する者は、前項の申告書にこれらの規定に該当することを証明する書類その他の書類を添付しなければならない。

3 知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し報告を求めることができる。

4 第1項の申告又は前項の報告は、当該不動産の所在地の市町村長を経由してしなければならない。

(不動産の取得に係る不申告等に関する過料)

第85条 不動産の取得者が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第86条 市町村長は、法第73条の18第3項の規定によって送付し、又は通知する場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳(法第341条第9号に規定する固定資産課税台帳をいう。)に登録された価格その他不動産の価格の決定について参考となるべき事項を、規則で定める通知書によって併せて知事に通知するものとする。

(専有部分の床面積の割合の補正の申出)

第87条 総務省令第7条の3第3項の規定による申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書に、家屋の区分所有者の全員が連署して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 家屋の区分所有者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在及び家屋番号
- (3) 家屋及び附帯設備の種類、構造及び床面積
- (4) 協議して定めた補正の方法

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住宅を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 住宅(当該住宅が住宅と一構となるべき住宅である場合には、一構をなすこれらの住宅とし、当該住宅が増築又は改築により取得された住宅である場合には、当該増築又は改築がされた後の住宅とする。)の所在、家屋番号、用途及び床面積
- (3) 住宅を取得した年月日
- (4) その他知事が必要であると認める事項

2 法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該住宅が法第73条の14第3項の施行令で定める住宅であることを証明する書類
- (2) その他知事が必要であると認める書類

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、第84条第1項の申告書に前項の書類を添付しなければならない。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第89条 法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積
- (5) 住宅を取得した年月日
- (6) その他知事が必要であると認める事項

2 法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次に掲げる書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

- (1) 当該住宅が法第73条の14第3項の施行令で定める住宅であることを証明する書類
- (2) その他知事が必要であると認める書類

3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第1項第4号に掲げる事項を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者は、第84条第1項の申告書に前項の書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第90条 法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の24第1項第1号に規定する特例適用住宅の新築又は同条第2項第1号に規定する既存住宅等の取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 住宅の所在、用途及び床面積
- (5) 住宅の着工及び完成の予定年月日又は取得する予定年月日
- (6) その他知事が必要であると認める事項

2 法第73条の27第1項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第73条の25第1項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

- (1) 法第73条の24第1項第1号又は第2項第1号の規定の適用がないことが明らかとなったとき。
- (2) 法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第91条 法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産が同項に規定する被収用不動産等（以下この条において「被収用不動産等」という。）に代わるものであることを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 取得した不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積
- (3) 不動産を取得した年月日
- (4) 被収用不動産等の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積
- (5) 不動産を収用されて補償金を受け、不動産を譲渡し、又は移転補償金を受けた年月日

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第92条 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、不動産を取得した日から1年以内に当該不動産以外の不動産を収用され、又は譲渡することを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 取得した不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積
- (3) 不動産を取得した年月日
- (4) 収用され、譲渡し、又は移転補償金を受ける予定の不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積

(5) 不動産を収用されて補償金を受け、不動産を譲渡し、又は移転補償金を受ける予定年月日

2 法第73条の27の2第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第73条の27の2第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法第73条の27の2第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第93条 法第73条の27の3第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 譲渡担保財産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積

(3) 譲渡担保財産の設定をした年月日

(4) 譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該担保財産を移転した年月日

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第94条 法第73条の27の3第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 譲渡担保財産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積

(3) 譲渡担保財産の設定をした年月日

(4) 譲渡担保財産により担保された債権の弁済期限

2 法第73条の27の3第4項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第73条の27の3第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法第73条の27の3第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法第73条の27の3第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第95条 法第73条の27の4第1項若しくは第2項又は法第73条の27の5第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の27の4第1項若しくは第2項又は法第73条の27の5第1項に規定する譲渡をしたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積

(3) 不動産を取得した年月日

(4) 不動産を譲渡した年月日

(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第96条 法第73条の27の4第3項又は法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、法第73条の27の4第1項若しくは第2項又は法第73条の27の5第1項に規定する譲渡をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

- (2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積
- (3) 不動産を取得した年月日
- (4) 不動産を譲渡する予定年月日

2 法第73条の27の4第3項又は法第73条の27の5第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第73条の27の4第3項又は法第73条の27の5第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

- (1) 法第73条の27の4第1項若しくは第2項又は法第73条の27の5第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。
- (2) 法第73条の27の4第3項又は法第73条の27の5第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(農地保有合理化事業に係る農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第97条 法第73条の27の6第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する売渡し若しくは交換又は現物出資をしたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 土地を売り渡し、若しくは交換し、又は現物出資した年月日

(農地保有合理化事業に係る農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第98条 法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項に規定する売渡し若しくは交換又は現物出資をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 土地を売り渡し、若しくは交換し、又は現物出資する予定年月日

2 法第73条の27の6第2項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第73条の27の6第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

- (1) 法第73条の27の6第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。
- (2) 法第73条の27の6第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第99条 法第73条の27の7第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項又は第2項に規定する譲渡をしたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 取得した土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 譲渡した土地の所在、地番、地目及び地積
- (5) 土地を譲渡した年月日

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第100条 法第73条の27の7第3項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同条第1項又は第2項に規定する譲渡をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 取得した土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 譲渡する予定の土地の所在、地番、地目及び地積
- (5) 土地を譲渡する予定年月日

2 法第73条の27の7第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第73条の27の7第3項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

- (1) 法第73条の27の7第1項又は第2項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。
- (2) 法第73条の27の7第3項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(外国人留学生の寄宿舍の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第101条 法第73条の27の8第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地の取得にあっては当該取得の日から5年以内に当該土地を、家屋の取得にあっては当該取得の日から引き続き3年以上当該家屋を同項に規定する外国人留学生の寄宿舍の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積
- (3) 不動産を取得した年月日
- (4) 外国人留学生の寄宿舍の用に供した年月日

(外国人留学生の寄宿舍の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第102条 法第73条の27の8第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地の取得にあっては当該取得の日から5年以内に当該土地を、家屋の取得にあっては当該取得の日から引き続き3年以上当該家屋を同条第1項に規定する外国人留学生の寄宿舍の用に供することを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積
- (3) 不動産を取得した年月日
- (4) 外国人留学生の寄宿舍の用に供する予定年月日又はその用に供した年月日

2 法第73条の27の8第2項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第73条の27の8第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

- (1) 法第73条の27の8第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。
- (2) 法第73条の27の8第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(農業生産法人の土地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第103条 法第73条の27の9第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地の取得の日から5年以内に当該土地を農業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項第1号に規定する農業（次条において「農業」という。）の用に供した年月日

（農業生産法人の土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等）

第104条 法第73条の27の9第2項の規定による徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、土地の取得の日から5年以内に当該土地を農業の用に供することを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 農業の用に供する予定年月日

2 法第73条の27の9第2項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第73条の27の9第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

- (1) 法第73条の27の9第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。
- (2) 法第73条の27の9第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

（住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告）

第105条 法附則第11条の3第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地の上に取得の日から3年以内に住宅を取得したこと、又は当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある住宅を取得していたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積
- (5) 住宅を取得した年月日

（住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等）

第106条 法附則第11条の3第3項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地の上に取得の日から3年以内に住宅を取得することを証明する書類を添付して第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積
- (5) 住宅の着工及び完成の予定年月日又は取得する予定年月日

2 法附則第11条の3第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法附則第11条の3第3項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

- (1) 法附則第11条の3第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。
- (2) 法附則第11条の3第3項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

（心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告）

第107条 法附則第11条の4第1項の規定の適用を受けようとする事業主は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する助成金（以下この条及び次条において「助成金」という。）の支給を受けたことを証明する書類及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を同項の施行令で定める事業所の事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 施設を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 施設の所在、家屋番号、床面積及び名称
- (3) 施設を取得した年月日
- (4) 支給を受けた助成金の額及び支給を受けた年月日

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第108条 法附則第11条の4第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申告書に、助成金の支給を受けたことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 施設を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 施設の所在、家屋番号、床面積及び名称
- (3) 施設を取得した年月日
- (4) 支給を受ける助成金の予定金額及び支給を受ける予定年月日

2 法附則第11条の4第2項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法附則第11条の4第2項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

- (1) 法附則第11条の4第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。
- (2) 法附則第11条の4第2項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第109条 法附則第11条の4第7項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する承認計画（以下この条及び次条において「承認計画」という。）に従って行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を承認計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積
- (3) 不動産を取得した年月日
- (4) 施行令附則第9条の4第3項に規定する建設計画中の不動産（次条において「建設計画中の不動産」という。）にあっては、建設開始年月日

(特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第110条 法附則第11条の4第8項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、承認計画に従って行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積
- (3) 不動産を取得した年月日
- (4) 建設計画中の不動産にあっては、建設を開始する予定年月日

2 法附則第11条の4第8項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度

及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法附則第11条の4第8項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法附則第11条の4第7項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法附則第11条の4第8項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(事業再構築計画の認定を受けた事業者の営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第111条 法附則第11条の4第9項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する認定事業再構築計画（以下この条及び次条において「認定事業再構築計画」という。）に従って行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定事業再構築計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積

(3) 不動産を取得した年月日

(4) 施行令附則第9条の5第2項に規定する建設計画中の不動産（次条において「建設計画中の不動産」という。）にあつては、建設開始年月日

(事業再構築計画の認定を受けた事業者の営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第112条 法附則第11条の4第10項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、認定事業再構築計画に従って行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積

(3) 不動産を取得した年月日

(4) 建設計画中の不動産にあつては、建設を開始する予定年月日

2 法附則第11条の4第10項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法附則第11条の4第10項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法附則第11条の4第9項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法附則第11条の4第10項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第113条 法附則第12条第1項の規定の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする同項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（以下この条において「農地等」という。）の取得について、当該取得の日の属する年の翌年の3月15日（当該取得に係る不動産取得税について既に納税通知書が交付されているときは、当該納税通知書に記載された納期限）までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令附則第4条第1項第1号から第3号までに掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 贈与により農地等を取得した者の住所及び氏名

(2) 贈与した者の住所及び氏名

(3) 贈与により取得した農地等の所在、地番、地目及び地積

(4) 贈与により農地等を取得した年月日

2 法附則第12条第1項の規定の適用を受ける者は、同項の規定による徴収の猶予に係る期限が確定するまでの間、租税特別措置法第70条の4第1項の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過すると

の日までに、引き続いて同項の規定の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 贈与により農地等を取得した年月日
- (3) 贈与により取得した農地等の所在、地番、地目及び地積
- (4) 租税特別措置法第70条の4第3項の規定の適用があった農地等がある場合には、当該農地等の所在、地番、地目及び地積
- (5) 所在地の異なる農地等ごとの当該届出書の提出期限の属する年前3年間の各年における農業に係る生産及び出荷の状況並びに収入金額
- (6) その他知事が必要であると認める事項

3 前項の規定により提出する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 受贈者が贈与により取得した農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の当該農地等の所在地を管轄する農業委員会の証明書
- (2) 前項の届出書の提出期限の属する年前3年間に贈与者から贈与により取得した農地等につき異動があった場合には、その明細を記載した書類
- (3) 前項第5号に掲げる事項に関する明細を記載した書類

第5節 県たばこ税

(用語)

第114条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造たばこ 法第74条第1号に規定する製造たばこをいう。
- (2) 特定販売業者 法第74条第2号に規定する特定販売業者をいう。
- (3) 卸売販売業者 法第74条第3号に規定する卸売販売業者をいう。
- (4) 小売販売業者 法第74条第4号に規定する小売販売業者をいう。
- (5) 小売販売業者の営業所 法第74条第5号に規定する小売販売業者の営業所をいう。

(県たばこ税の納税義務者等)

第115条 県たばこ税(以下この節において「たばこ税」という。)は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除き、法第74条の3の規定により売り渡したとみなされる場合を含む。)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等(同条第4項の規定により卸売販売業者であるとみなされる者を含む。)に課する。

2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合(法第74条の3第3項及び第4項の規定により消費等をしたものとみなされる場合を含む。)においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等(同条第4項の規定により卸売販売業者であるとみなされる者を含む。)に課する。

(たばこ税の課税標準)

第116条 たばこ税の課税標準は、前条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

(たばこ税の税率)

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき692円とする。

(たばこ税の税率の特例)

第118条 平成11年5月1日以後に第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の

間、1,000本につき868円とする。

- 2 平成11年5月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法（昭和59年法律第68号）附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時に於ける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき413円とする。

(たばこ税の徴収方法)

第119条 たばこ税の徴収については、申告納付の方法による。ただし、法第74条の3第4項ただし書の規定によって卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法による。

- 2 前項ただし書の規定により普通徴収の方法により徴収するたばこ税の納期は、知事が定めて納税通知書に記載したところによる。

(たばこ税の申告納付)

第120条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、法第74条の10第1項の総務省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付書によつて納付しなければならない。

(1) 県内に所在する小売販売業者の営業所に係る第115条第1項の売渡し又は県内に所在する卸売販売業者等の事務所若しくは事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）

(2) 課税標準数量に対するたばこ税額

(3) 法第74条の6第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては、同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額

(4) 法第74条の14第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては、同項の適用を受けようとするたばこ税額

(5) その他知事が必要であると認める事項

- 2 前項の申告書には、法第74条の10第1項の総務省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第74条の6第2項に規定する書類

(2) 法第74条の14第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類

(3) 県内に主たる事務所又は事業所を有する卸売販売業者等にあっては、前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類

- 3 県内に主たる事務所又は事業所を有する卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間におけるたばこ税額及びその基礎となるべき課税標準数量がない場合においても、法第74条の10第2項の総務省令で定めるところにより、前2項の規定に準じて、申告書を知事に提出しなければならない。

- 4 法第74条の10第3項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前3項の規定によつて次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる月にこれらの規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

- 5 法第74条の14第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において第1項から前項までの規定による申告書の提出を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、法第74条の10第5項の総務省令で定めるとこ

るにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。この場合において、知事に提出すべき申告書には、同項の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(納期限の延長の申請)

第121条 卸売販売業者等は、法第74条の11第1項の規定によって納期限の延長を申請する場合には、次に掲げる事項を記載した申請書に納期限の延長を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを知事に提出するとともに、申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 納期限の延長を必要とする理由
- (3) 納期限の延長を受けようとする税額及び期間
- (4) 提供する担保
- (5) その他知事が必要であると認める事項

(たばこ税の期限後申告及び修正申告納付)

第122条 第120条第1項から第4項までの規定によって申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後においても、次条第1項に規定する決定の通知があるまでは、第120条第1項から第4項までの規定によって申告納付することができる。

- 2 第120条第1項から第4項まで、前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は法第74条の20第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準数量又は税額について不足がある場合には、遅滞なく、法第74条の12第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る更正、決定等に関する通知)

第123条 法第74条の20第4項の規定による更正又は決定の通知、法第74条の23第4項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第74条の24第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第124条 前条の通知書を受領した申告納税者は、不足税額（法第74条の21第1項に規定する不足税額をいう。）、過少申告加算金額（法第74条の23第1項に規定する過少申告加算金額をいう。）、不申告加算金額（同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。）又は重加算金額（法第74条の24第1項に規定する重加算金額をいう。）があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない。

- 2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過した日とする。

第6節 ゴルフ場利用税

(ゴルフ場利用税の納税義務者等)

第125条 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対し、利用の日ごとに定額によって、その利用者に課する。

(ゴルフ場利用税の税率)

第126条 ゴルフ場利用税の税率は、次の表の左欄に掲げる等級ごとに、それぞれ同表の右欄に定める金額とする。

1	級	1人1日につき	1,200円
2	級	1人1日につき	1,100円
3	級	1人1日につき	950円
4	級	1人1日につき	800円
5	級	1人1日につき	650円
6	級	1人1日につき	500円
7	級	1人1日につき	400円

2 前項の表の左欄に掲げる等級は、当該ゴルフ場の規模及び整備の状況、利用料金等を基準として知事が定め、規則で定める通知書によって通知する。

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、大学及び高等専門学校の学生及び生徒(これらの学校における保健体育科目の実技又はこれらの学校の認めた課外活動としてゴルフ用具を自ら携行してゴルフ場を利用する学生及び生徒に限る。)
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者
- (3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者で療育手帳の交付を受けているもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの
- (5) 年齢65歳以上の者
- (6) ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的として開催される高齢者健康スポーツ祭及びその予選会(以下「ねんりんピック等」という。)に参加するプロゴルファー以外の選手(ねんりんピック等の種目への参加として利用する場合に限る。)
- (7) スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第6条に規定する国民体育大会及びその予選会その他これらに準ずる競技会として知事が指定したもの(以下「国民体育大会等」という。)に参加するプロゴルファー以外の選手(国民体育大会等の競技及び当該国民体育大会等について指定された練習日における練習として利用する場合に限る。)

2 早朝又は薄暮におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に係る利用料金が当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して2分の1以上軽減されている場合(会員その他特別の資格を有する者の利用に限って軽減されている場合を除く。)に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

3 第1項の規定の適用を受けようとする者は、当該ゴルフ場に係るゴルフ場利用税の特別徴収義務者に、同項第1号の規定に該当する者にあつては当該利用が学校における保健体育科目の実技又は学校の認めた課外活動であることを証明する書類を提出し、同項第2号から第5号までの規定に該当する者にあつてはこれらの規定に該当する者であることを証明する書類を提示しなければならない。

(ゴルフ場利用税の徴収方法)

第128条 ゴルフ場利用税の徴収については、特別徴収の方法による。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者)

第129条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、ゴルフ場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該ゴルフ場の利用に対するゴルフ場利用税を徴収しなければならない。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者としての登録)

第130条 前条第1項の規定によって特別徴収義務者となるべき者は、ゴルフ場の経営を開始しようとする日前5日までに、特別徴収義務者としての登録をゴルフ場ごとに知事に申請しなければならない。

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 当該ゴルフ場の所在地及び名称
- (3) 当該ゴルフ場の利用料金
- (4) 当該ゴルフ場の規模
- (5) 開業年月日
- (6) その他知事が必要であると認める事項

3 知事は、第1項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、その者がゴルフ場利用税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付するものとする。

4 前項の証票の様式は、規則で定める。

5 第1項の登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じた場合には、その変更を生じた日から5日以内に、登録の変更を申請しなければならない。

6 前項の登録の変更を申請する場合において提出すべき申請書には、第2項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(ゴルフ場利用税の申告納入)

第131条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、毎月15日までに前月1日から同月末日までの期間において徴収すべきゴルフ場利用税について、規則で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、そのゴルフ場の経営を廃止した場合には、その廃止した日から5日以内に、廃止した日までにおいて徴収すべきゴルフ場利用税について、これを申告納入しなければならない。

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間及び期限を指定することができる。

(ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の帳簿等の保存義務)

第132条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、ゴルフ場の利用について次に掲げる事項を記載した帳簿又はこれらの事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）若しくは電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。）を、当該記載又は記録した利用に係る前条の申告納入の期限の翌日から5年間保存しなければならない。

(1) 利用年月日ごとの料金別利用者数及び利用料金総額

(2) 利用年月日ごとのゴルフ場利用税額

(3) その他知事が必要であると認める事項

(ゴルフ場利用税に係る更正及び決定に関する通知)

第133条 法第87条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第90条第4項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第91条第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(ゴルフ場利用税に係る不足金額等の納付手続)

第134条 前条の通知書を受理した特別徴収義務者は、不足金額（法第88条第1項に規定する不足金額をいう。）、過少申告加算金額（法第90条第1項に規定する過少申告加算金額をいう。）、不申告加算金額（同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。）又は重加算金額（法第91条第1項に規定する重加算金額をいう。）があるときは、それぞれ納入書によってこれらを納入しなければならない。

2 前項の不足金額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から15日を経過した日とする。

第7節 自動車税

(自動車税の納税義務者等)

第135条 自動車税は、自動車（軽自動車税の課税客体である自動車その他法第145条第1項の施行令で定める自動車を除く。以下この節において同じ。）に対し、その所有者（所有者が法第146条第1項の規定によって自動車税を課することができないものである場合には、その所有者以外の使用者）に課する。

2 自動車の売買があった場合において、売主が当該自動車の所有権を留保しているときは、自動車税の賦課徴収については、買主を当該自動車の所有者とみなす。

(自動車税の非課税)

第136条 日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに

該当するものに対しては、自動車税を課さない。

- (1) 救急自動車
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
- (3) 血液事業の用に供する自動車
- (4) 救護資材の運搬の用に供する自動車

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1) 商品であって使用しない自動車
- (2) 地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が消防業務又は救急業務のために専用する自動車
- (3) 公的医療機関で地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が開設する病院又は診療所がへき地巡回診療のために専用する自動車
- (4) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3項に規定する私立学校又は学校教育法第83条第1項に規定する各種学校において専ら生徒の教育練習の用に供する自動車
- (5) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下この条において「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下この条において「精神障害者」という。)が所有する自動車(身体障害者で18歳未満のもの又は精神障害者にあっては、その者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で次に掲げるもの(1台に限る。)

ア 当該身体障害者が運転する自動車

イ 当該身体障害者又は精神障害者(以下この条において「身体障害者等」という。)のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。)のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

- (6) 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車

- (7) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園若しくは通学、入所者の医療機関への通院又は次に掲げる施設において原材料の搬入若しくは成果品の搬出の用に供する自動車

ア 身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設

イ 身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設

ウ 知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設

エ 知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設

- (8) 鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例(平成12年鳥取県条例第11号)第2条第2項に規定する小規模作業所において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供する自動車

- (9) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康センターが専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供する自動車

- (10) 財団法人鳥取県保健事業団及び財団法人中国労働衛生協会が専ら検診及び巡回診療の用に供する自動車(レントゲンその他の検診及び巡回診療の用に供するための特殊装置を備えたものに限る。)

- (11) 財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車

- (12) 地方バス路線維持のために政府が交付する路線維持費に係る補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスのうち知事が別に定める基準を満たすもの

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、同表の税率の欄に定める額とする。

自 動 車		税 率		
(1) 乗用車 (3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	a 総排気量(ロータリー・エンジンを備えたものにあつては、1の作動室の容積にローター数を乗じて得た容積(以下この表において「総容積」という。)に1.5を乗じて得た容積とする。以下この表において同じ。)が1リットル以下のもの	7,500円	
		b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	8,500円	
		c 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	9,500円	
		d 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	13,800円	
		e 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	15,700円	
		f 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	17,900円	
		g 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	20,500円	
		h 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	23,600円	
		i 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	27,200円	
		j 総排気量が6リットルを超えるもの	40,700円	
		k 電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの	7,500円	
		イ 自家用	a 総排気量が1リットル以下のもの	29,500円
			b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	34,500円
	c 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		39,500円	
	d 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		45,000円	
	e 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		51,000円	
	f 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		58,000円	
	g 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		66,500円	
	h 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		76,500円	

		i 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	88,000円	
		j 総排気量が6リットルを超えるもの	111,000円	
		k 電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの	29,500円	
(2) トラック(3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	a 最大積載量が1トン以下のもの	6,500円	
		b 最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,000円	
		c 最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	12,000円	
		d 最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	15,000円	
		e 最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	18,500円	
		f 最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	22,000円	
		g 最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	25,500円	
		h 最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	29,500円	
		i 最大積載量が8トンを超えるもの	29,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額	
		j 小型自動車に属するけん引車	7,500円	
		k 普通自動車に属するけん引車	15,100円	
		l 小型自動車に属する被けん引車	3,900円	
		m 普通自動車に属する被けん引車	(a) 最大積載量が8トン以下のもの (b) 最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円 7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額
		n 電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの	10,200円	
o 総容積が1リットルを超えるロータリー・エンジンを備え乗車定員が4人以上のもの	12,800円			

イ 自家用	a 最大積載量が1トン以下のもの		8,000円	
	b 最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの		11,500円	
	c 最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの		16,000円	
	d 最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの		20,500円	
	e 最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの		25,500円	
	f 最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの		30,000円	
	g 最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの		35,000円	
	h 最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの		40,500円	
	i 最大積載量が8トンを超えるもの		40,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額	
	j 小型自動車に属するけん引車		10,200円	
	k 普通自動車に属するけん引車		20,600円	
	l 小型自動車に属する被けん引車		5,300円	
	m 普通自動車に属する被けん引車	(a) 最大積載量が8トン以下のもの	10,200円	
		(b) 最大積載量が8トンを超えるもの	10,200円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額	
n 電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの		13,200円		
o 総容積が1リットル以下のロータリー・エンジンを備えたもの		14,300円		
p 総容積が1リットルを超えるロータリー・エンジンを備えたもの		16,000円		
(3) バス(3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用の	(ア) 一般乗合用のもの	a 乗車定員が30人以下のもの	12,000円
		b 乗車定員が30人を超え40人以下のもの	14,500円	
		c 乗車定員が40人を超え50人以下のもの	17,500円	

			d 乗車定員が50人を超え60人以下のもの	20,000円
			e 乗車定員が60人を超え70人以下のもの	22,500円
			f 乗車定員が70人を超え80人以下のもの	25,500円
			g 乗車定員が80人を超えるもの	29,000円
		(イ) 一般乗合用のもの以外のもの	a 乗車定員が30人以下のもの	26,500円
			b 乗車定員が30人を超え40人以下のもの	32,000円
			c 乗車定員が40人を超え50人以下のもの	38,000円
			d 乗車定員が50人を超え60人以下のもの	44,000円
			e 乗車定員が60人を超え70人以下のもの	50,500円
			f 乗車定員が70人を超え80人以下のもの	57,000円
			g 乗車定員が80人を超えるもの	64,000円
	イ 自家用	(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの	a 乗車定員が30人以下のもの	33,000円
			b 乗車定員が30人を超え40人以下のもの	41,000円
			c 乗車定員が40人を超え50人以下のもの	49,000円
			d 乗車定員が50人を超え60人以下のもの	57,000円
			e 乗車定員が60人を超え70人以下のもの	65,500円
			f 乗車定員が70人を超え80人以下のもの	74,000円
			g 乗車定員が80人を超えるもの	83,000円
		(イ) 学校教育法第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に用いるもの		ア(ア)に定める額
(4) 特種用途自動車(3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	(ア) 霊きゅう車	a 乗車定員が3人以下のもの	6,500円
			b 乗車定員が4人以上のもの	12,000円
		(イ) その他	a 最大積載量の定めのないもの又は最大積載量が1トン以下のもの	(a) 車両重量が2トン以下のもの 6,500円
				(b) 車両重量が2トンを超え4トン以下のもの 9,000円
				(c) 車両重量が4トンを超え6トン以下のもの 12,000円
				(d) 車両重量が6トンを超え8トン以下のもの 15,000円

		(e) 車両重量が8トンを超え10トン以下のもの	18,500円
		(f) 車両重量が10トンを超え12トン以下のもの	22,000円
		(g) 車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	25,500円
		(h) 車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	29,500円
		(i) 車両重量が16トンを超えるもの	29,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに4,700円を加算した額(その額が48,300円を超えるときは、48,300円)
		b 最大積載量が1トンを超えるもの	(2)アに定める額
		c 3輪の小型自動車に属するもの	4,500円
イ 自 家用	(ア) 教習車	a 乗用車に類するもの	(1)イに定める額
		b トラックに類するもの	(2)イに定める額
		c バスに類するもの	(3)イ(ア)に定める額
	(イ) キャンピング・トレーラー	a 普通自動車に属するもの	10,200円
		b 4輪以上の小型自動車に属するもの	5,300円
	(ウ) キャンピング車	a 総排気量が1リットル以下のもの	23,600円
		b 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600円
		c 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600円
		d 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000円
		e 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800円
		f 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	46,400円
		g 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	53,200円
		h 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200円

		i 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400円
		j 総排気量が6リットルを超えるもの	88,800円
	(エ) その他	a 最大積載量の定めのないもの又は最大積載量が1トン以下のもの	(a) 車両重量が2トン以下のもの 8,000円 (b) 車両重量が2トンを超え4トン以下のもの 11,500円 (c) 車両重量が4トンを超え6トン以下のもの 16,000円 (d) 車両重量が6トンを超え8トン以下のもの 20,500円 (e) 車両重量が8トンを超え10トン以下のもの 25,500円 (f) 車両重量が10トンを超え12トン以下のもの 30,000円 (g) 車両重量が12トンを超え14トン以下のもの 35,000円 (h) 車両重量が14トンを超え16トン以下のもの 40,500円 (i) 車両重量が16トンを超えるもの 40,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに6,300円を加算した額(その額が65,700円を超えるときは、65,700円)
		b 最大積載量が1トンを超えるもの	(2)イに定める額
		c 3輪の小型自動車に属するもの	6,000円
(5) 3輪の小型自動車	ア 営業用	a 小型自動車に属するもの	4,500円
		b 3輪の小型自動車に属するけん引車	3,900円
		c 3輪の小型自動車に属する被けん引車	3,900円
	イ 自家用	a 小型自動車に属するもの	6,000円
		b 3輪の小型自動車に属するけん引車	5,300円
		c 3輪の小型自動車に属する被けん引車	5,300円

第139条 前条の表(2)アのaからiまで及び同表(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、同条の規定にかかわらず、同条に定める額に、次の表の自動車の欄に掲げる自動車の区分に応じ、同表の税率の欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。

自 動 車		税 率
営業用	総排気量が1リットル以下のもの	3,700円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,700円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,300円
自家用	総排気量が1リットル以下のもの	5,200円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	6,300円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,000円

(自動車税の賦課期日)

第140条 自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

(自動車税の納期)

第141条 自動車税の納期は、5月20日から同月31日までとする。

- 2 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するもの又はやむを得ない事情により前項の納期により難いものの納期は、知事が定めて納税通知書に記載したところによる。

(自動車税の徴収方法)

第142条 自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

- 2 道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請(同法第12条の規定による登録の申請にあっては、自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県から県内に変更された場合に限る。次条において同じ。)があった自動車(法第150条第4項本文の規定が適用されるものを除く。)について法第150条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

- 3 第144条の規定により提出すべき申告書の提出がなかったことにより前項の規定によって自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(自動車税の証紙徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付する者は、道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をする際に、次条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙をはって、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることにより鳥取県収入証紙のはり付けに代えることができる。

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

第144条 自動車税の納税義務者は、道路運送車両法第7条、第12条若しくは第13条の規定による登録の申請又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入の手続をする際に、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者(所有者以外の使用者が納税義務者である場合においては、当該使用者及び所有者)の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号
- (3) 乗車定員又は最大積載量
- (4) 車両重量(特種用途自動車である場合に限る。)
- (5) 総排気量又は定格出力
- (6) 自動車登録番号
- (7) 定置場
- (8) 納税義務の発生の年月日及びその原因
- (9) その他知事が必要であると認める事項

(所有権留保付自動車に係る売主の報告)

第145条 第135条第2項に規定する売主は、当該自動車の買主の住所若しくは居所又は所在地が不明であることを理由として知事が請求したときは、当該請求のあった日から20日以内に、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 自動車の買主の住所若しくは居所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の買主の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
- (3) 自動車の賦払金の支払場所
- (4) 自動車の所有権を自動車の買主へ移転する旨の通知の発送の有無
- (5) 自動車の占有の有無
- (6) その他知事が必要であると認める事項

(自動車税に係る不申告等に関する過料)

第146条 自動車税の納税義務者又は第135条第2項に規定する売主が前2条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第8節 鉱区税

(鉱区税の納税義務者等)

第147条 鉱区税は、鉱区に対し、その面積を課税標準として、その鉱業権者(鉱業法(昭和25年法律第289号)第20条の規定により試掘権が存続するものとみなされる期間において試掘することができる者を含む。)に課する。

2 前項の規定にかかわらず、鉱業法施行法(昭和25年法律第290号)第1条第2項の規定により鉱業法による採掘権となったとみなされ、又は鉱業法施行法第17条第1項の規定により鉱業法による採掘権の認定の申請とみなされて設定された砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区で河床に存するもの(次条において「河床鉱区」という。)に対しては、河床の延長を課税標準として鉱区税を課する。

(鉱区税の税率)

第148条 鉱区税の税率は、次の各号に掲げる鉱区について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 次に掲げる鉱区の区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 試掘鉱区 面積100アールごとに年額200円
 - イ 採掘鉱区 面積100アールごとに年額400円
- (2) 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 面積100アールごとに年額200円

2 前項の規定にかかわらず、河床鉱区についての鉱区税の税率は、延長1,000メートルごとに年額600円とする。

3 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区についての鉱区税の税率は、第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する税率の3分の2とする。

4 石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和30年法律第156号)第54条の許可が拒否されたことにより石炭を掘採することができない採掘鉱区についての鉱区税の税率は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

5 第1項の場合において、100アール未満の端数は、100アールとみなす。

6 第2項の場合において、1,000メートル未満の端数は、1,000メートルとみなす。

(鉱区税の賦課期日)

第149条 鉱区税の賦課期日は、4月1日とする。

(鉱区税の納期)

第150条 鉱区税の納期は、5月20日から同月31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生したものに係る納期は、知事が定めて納税通知書に記載したところによる。

(鉦区税の徴収方法)

第151条 鉦区税の徴収については、普通徴収の方法による。

(鉦区税の賦課徴収に関する申告)

第152条 鉦区税の納税義務者は、鉦区税を課されるべき事実が発生し、又は消滅した場合においては、その発生し、又は消滅した日から7日以内に次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 鉦区の所在地、種類、鉦種名、登録番号、存続期間及び面積又は延長
- (3) 県内の主たる事務所又は事業所（県内に主たる事務所又は事業所を有しないときは、県内において納税の便宜を有する場所）の所在地及び名称
- (4) 納税義務の発生若しくは消滅又は申告した事項の異動の年月日及び原因

(鉦区税に係る不申告に関する過料)

第153条 鉦区税の納税義務者が前条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第9節 狩猟者登録税

(狩猟者登録税の納税義務者)

第154条 狩猟者登録税は、狩猟者の登録を受ける者に対して課する。

(狩猟者登録税の税率)

第155条 狩猟者登録税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの
10,000円
 - (2) 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 4,500円
 - (3) 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 3,300円
- 2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟者登録税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。
- (1) 放鳥獣猟区（鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第14条第3項に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録
 - (2) 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録

(狩猟者登録税の賦課期日)

第156条 狩猟者登録税の賦課期日は、狩猟者の登録を受けた日とする。

(狩猟者登録税の徴収方法)

第157条 狩猟者登録税の徴収については、証紙徴収の方法による。

- 2 知事が必要であると認める場合には、前項の規定にかかわらず、普通徴収の方法によることができる。この場合の納期は、知事が定めて納税通知書に記載したところによる。

(狩猟者登録税の証紙徴収の手続)

第158条 前条第1項の規定により、証紙をもって狩猟者登録税を納付する者は、狩猟者の登録を受ける際に、知事が定める関係書類に鳥取県収入証紙をはって、その税金を納付しなければならない。この場合において、第155条第1項第2号に該当する者は、その旨を証明する書類を添付しなければならない。

- 2 前項の関係書類は、狩猟者の登録申請書に添えて知事に提出しなければならない。

第10節 県が課する固定資産税

(固定資産税の納税義務者等)

第159条 県が課する固定資産税（以下「固定資産税」という。）は、大規模償却資産に対し、その所有者に課する。

(固定資産税の課税標準)

第160条 固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における大規模償却資産の価額（法第349条の2又は法第349条の3の規定によって固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち、市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額とする。

(固定資産税の税率)

第161条 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。

(固定資産税の賦課期日)

第162条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(固定資産税の納期)

第163条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

- (1) 第1期 4月20日から同月30日まで
- (2) 第2期 7月20日から同月31日まで
- (3) 第3期 12月16日から同月25日まで
- (4) 第4期 翌年2月20日から同月末日まで

(固定資産税の徴収方法)

第164条 固定資産税の徴収については、普通徴収の方法による。

(固定資産税の納期前の納付)

第165条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。

(固定資産税に係る不申告に関する過料)

第166条 法第742条第1項又は第3項の規定によって知事が指定した大規模償却資産の所有者が法第745条第1項の規定によって準用する法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第3章 目的税

第1節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第167条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、その自動車の取得者に課する。

2 前項の自動車とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（自動車に付加して一体となっている物として法第699条の2第2項の施行令で定めるものを含む。）をいい、道路運送車両法第3条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち2輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の自動車の取得には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他法第699条の2第2項の施行令で定める自動車の取得を含まないものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

第168条 前条第1項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があったときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

第169条 自動車製造業者、自動車販売業者又は法第699条の2第2項の施行令で定める自動車の取得をした者（以下この条において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条及び次条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、道路運送車両法第7条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に前条第1項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

第170条 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地外から最初に県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の課税免除）

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号及び第7号に規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

（1）日本赤十字社が、救急業務、採血業務又はへき地巡回診療のために専用する自動車

（2）公的医療機関で地方公共団体及び日本赤十字社以外の者が開設する病院又は診療所が救急業務又はへき地巡回診療のために専用する自動車

（3）身体に障害を有し歩行が困難な者（以下この条において「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条において「精神障害者」という。）が取得した自動車（身体障害者で18歳未満のもの又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者が取得した自動車を含む。）で次に掲げるもの

ア 当該身体障害者が運転する自動車

イ 当該身体障害者又は精神障害者（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

（4）構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車

（5）社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園若しくは通学、入所者の医療機関への通院又は次に掲げる施設において原材料の搬入若しくは成果品の搬出の用に供する自動車

ア 身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設

イ 身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設

ウ 知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設

エ 知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設

（6）鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例第2条第2項に規定する小規模作業所において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供する自動車

（7）母子保健法第22条第2項に規定する母子健康センターが専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供する自動車

（8）財団法人鳥取県保健事業団及び財団法人中国労働衛生協会が専ら検診及び巡回診療の用に供する自動車

(レントゲンその他の検診及び巡回診療の用に供するための特殊装置を備えたものに限る。)

(9) 財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車

(自動車取得税の減額)

第172条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に係る自動車取得税については、当該自動車の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するための構造の変更又は身体障害者等が運転するための構造の変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額を当該自動車の取得に係る自動車取得税の額から減額することができる。

(1) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車

(2) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のもの

(自動車取得税の課税標準)

第173条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時ににおける当該自動車の通常取引価額として法第699条の7第2項の総務省令で定めるところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

(1) 無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で法第699条の7第2項第1号の施行令で定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で同号の施行令で定めるもの

(2) 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法(明治29年法律第89号)第553条の負担附贈与(被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第1002条の負担附遺贈を含む。)に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

(3) 第169条第1項又は第170条の規定により自動車の取得があったものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第174条 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第175条 自家用の自動車で軽自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成15年3月31日までの間に行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の5とする。

(自動車取得税の免税点)

第176条 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。

(1) 次号に掲げる自動車の取得以外の自動車の取得 15万円

(2) 平成2年4月1日から平成15年3月31日までの間に行われた自動車の取得 50万円

(自動車取得税の徴収方法)

第177条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第178条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時又は日までに、自動車取得税の課税標準額及び税額その他の法第699条の11第1項の総務省令で定める事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならない。この場合において、自動車の取得が第167条第1項又は第168条第1項若しくは第2項の自動車の取得であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

(1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

- (2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）
- (3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は法第699条の11第1項第3号の総務省令で定める自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）又は同号の総務省令で定める日
- (4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得をした者は、前項の規定の適用がある場合を除き、次に掲げる事項を記載した報告書を同項各号に定める時又は日までに知事に提出しなければならない。この場合において、自動車の取得が第167条第1項又は第168条第1項若しくは第2項の自動車の取得であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該報告書に添付しなければならない。

- (1) 自動車の取得をした者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 第168条第1項の規定に該当する場合にあっては、取得した自動車について所有権を留保している者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (3) 取得した自動車の定置場の所在
- (4) 自動車を取得した年月日
- (5) 自動車の取得の方法及び取得価額
- (6) 取得した自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号
- (7) 乗車定員又は最大積載量及び総排気量
- (8) 自動車の登録番号又は車両番号
- (9) その他知事が必要であると認める事項

(自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付)

第179条 前条第1項の規定によって申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第699条の18第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条第1項の規定によって申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第699条の18の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、法第699条の12第2項の総務省令で定める事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を県に納付しなければならない。

(自動車取得税の納付手続)

第180条 自動車取得税の納税義務者は、第178条第1項又は前条の規定によって自動車取得税を納付する場合（法第699条の20の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙をはってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙のはり付けに代えることができる。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除に関する申告)

第181条 法第699条の14第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号
- (3) 譲渡担保財産の設定をした年月日
- (4) 譲渡担保権者から譲渡担保設定者に当該担保財産に係る自動車を移転した年月日

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予に関する申告等)

第182条 法第699条の14第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、第178条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号
- (3) 譲渡担保財産の設定をした年月日
- (4) 譲渡担保財産により担保された債権の弁済期限

2 法第699条の14第6項の規定による自動車取得税の還付を受けようとする者は、当該自動車取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法第699条の14第2項の規定によって徴収の猶予を受けた者が同条第1項の規定の適用がないことが明らかとなった場合には、その徴収猶予を取り消し、徴収猶予した徴収金を直ちに徴収する。

(自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除の申請)

第183条 法第699条の15第1項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した還付申請書又は免除申請書に当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由により当該自動車を自動車販売業者に返還したことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 還付又は免除を受けようとする自動車取得税の年度及び税額
- (2) 返還した自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号
- (3) 返還した自動車の登録番号又は車両番号
- (4) 自動車を返還した年月日
- (5) 自動車の返還を受けた自動車販売業者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (6) その他知事が必要であると認める事項

(自動車取得税に係る更正、決定等に関する通知)

第184条 法第699条の18第4項の規定による更正又は決定の通知、法第699条の21第4項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第699条の22第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(自動車取得税に係る不足税額等の納付手続)

第185条 前条の通知書を受領した申告納付すべき納税者は、不足税額(法第699条の19第1項に規定する不足税額をいう。)、過少申告加算金額(法第699条の21第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。)又は重加算金額(法第699条の22第1項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない。

2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過した日とする。

第2節 軽油引取税

(用語)

第186条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 軽油 法第700条の2第1項第1号に規定する軽油をいう。
- (2) 特約業者 法第700条の2第1項第3号に規定する特約業者をいう。
- (3) 元売業者 法第700条の2第1項第2号に規定する元売業者をいう。
- (4) 炭化水素油 法第700条の3第3項に規定する炭化水素油をいう。
- (5) 揮発油 法第700条の3第3項に規定する揮発油をいう。
- (6) 燃料炭化水素油 法第700条の3第3項に規定する燃料炭化水素油をいう。
- (7) 石油製品販売業者 法第700条の3第4項に規定する石油製品販売業者をいう。
- (8) 自動車の保有者 法第700条の3第5項に規定する自動車の保有者をいう。

2 当分の間、前項第5号に規定する揮発油には、租税特別措置法第88条の6の規定により揮発油とみなされる

揮発油類似品を含むものとする。

(軽油引取税の納税義務者等)

第187条 軽油引取税は、次の表の左欄に掲げるものを課税標準として、それぞれ同表の右欄に定める者に対して課する。

(1) 特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。(2)において同じ。)で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに係る軽油の数量	引取りを行う者
(2) 特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けず、かつ、当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者がある場合における当該引取りに係る軽油の数量	現実の納入を伴う引取りを行う者
(3) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合におけるその販売量(法第700条の22の2第1項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税若しくは揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)	特約業者又は元売業者
(4) 石油製品販売業者が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し、若しくは、軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合におけるその販売量(法第700条の22の2第1項第1号若しくは第2号の規定により混和の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税若しくは揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)	石油製品販売業者
(5) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。)におけるその消費量(当該消費に係る炭化水素油(燃料炭化水素油にあつては、法第700条の22の2第1項第4号の規定により消費の承認を受け、又は同条第6項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。)に既に軽油引取税若しくは揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油若しくは揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)	自動車の保有者
(6) 軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合(特別徴収義務者が引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。)におけるその所有に係る軽油(引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第196条第4号において同じ。)の数量(当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量)で法第700条の3第6項の施行令で定めるところによって算定したもの	特別徴収義務者であった者
(7) 特約業者が軽油を自ら消費する場合におけるその消費量	消費をする者
(8) 元売業者が軽油を自ら消費する場合におけるその消費量	消費をする者
(9) 法第700条の6各号に掲げる軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該譲渡に係る数量	譲渡をする者
(10) 法第700条の6各号に掲げる軽油の引取りを行った者が当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合におけるその消費量	消費をする者
(11) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造又は輸入をして、当該製造又は輸入に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該消費又は譲渡に係る数量	消費又は譲渡をする者

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができると認められる炭化水素油で法第700条の4第2項の施行令で定めるものを除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項の表(7)又は(8)に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 第1項の表(9)に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、法第700条の4第3項の施行令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出て、その承認を受けなければならない。

(軽油引取税の税率)

第188条 軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき、1万5,000円とする。

(軽油引取税の税率の特例)

第189条 平成5年12月1日から平成15年3月31日までの間に第187条第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(11)までの軽油の消費若しくは譲渡が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

(軽油引取税の徴収方法)

第190条 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第187条第1項の表(3)から(11)までの規定によって軽油引取税を課する場合及び特別の必要があつて知事が指定する場合においては、申告納付の方法による。

2 前項の規定にかかわらず、法第700条の16第4項（法第700条の19第5項において準用する場合を含む。）の規定によって軽油引取税を課する場合における徴収については、普通徴収の方法による。

(軽油引取税の特別徴収義務者)

第191条 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

2 前項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

3 第1項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者からの軽油の引取りで現実の納入を伴うものに対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

(特約業者の指定等)

第192条 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者（法第700条の6の3第1項の施行令で定める要件に該当する者を除く。）で、県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定する。

2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して1年とする。ただし、仮特約業者が次条第1項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3 知事は、仮特約業者が法第700条の6の3第1項の施行令で定める要件又は同条第3項の施行令で定める場合に該当するときは、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

4 前3項に定めるもののほか、仮特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、規則で定める。

第193条 知事は、県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、法第700条の6の4第1項の施行令で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。

2 知事は、特約業者が法第700条の6の4第1項の施行令で定める要件に該当しなくなったとき、又は同条第3項の施行令で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

3 前2項に定めるもののほか、特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、規則で定める。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第194条 軽油引取税の特別徴収義務者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合には、この限りでない。

(1) 県内において事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合 当該開始の日の5日前の日

- (2) 県内において事務所又は事業所の営業を開始した後に法第700条の6の2第1項の規定による元売業者としての指定又は法第700条の6の3第1項の規定による特約業者としての指定を受けた場合 当該指定の日の5日後の日
- (3) 県内において引渡しに係る軽油の現実の納入が行われることとなった場合 当該納入の日の属する月の翌月の末日
- 2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。
- (1) 前項第1号の場合 次に掲げる事項
- ア 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
 - イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
 - ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要
 - エ 事務所又は事業所の営業の開始予定年月日
 - オ その他知事が必要であると認める事項
- (2) 前項第2号の場合 次に掲げる事項
- ア 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
 - イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
 - ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要
 - エ 元売業者又は特約業者として指定された日
 - オ その他知事が必要であると認める事項
- (3) 前項第3号の場合 次に掲げる事項
- ア 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
 - イ 軽油の納入地
 - ウ 当該納入を受ける者の住所又は所在地及び氏名又は名称
 - エ その他知事が必要であると認める事項
- 3 知事は、第1項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対して通知するものとする。
- 4 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この条において同じ。）は、登録をした事項に変更を生じた場合には、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更の申請をしなければならない。
- 5 知事は、登録特別徴収義務者から登録の取消しの申請があったとき、又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなったときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を取り消すものとする。
- 6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、当該登録特別徴収義務者の登録を取り消すことができる。
- (1) 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなったこと。
 - (2) 県内において1年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われていないこと。
- 7 知事は、登録特別徴収義務者の登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該取消しに係る者に対して通知するものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、特別徴収義務者の登録又は登録の取消しに関し必要な事項は、規則で定める。
(軽油引取税の申告納入)
- 第195条 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下この節において「課税標準量」という。）及び税額並びに法第700条の5又は法第700条の6の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した法第700条の11第2項の総務省令で定める様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 前項の場合において、法第700条の5又は法第700条の6の規定によって軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、法第700条の11第4項の総務省令で定めるところにより、免税証その他当該数量を証する書類を添付して知事の承認を受けなければならない。

3 前条第4項に規定する登録特別徴収義務者は、第1項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を知事に提出しなければならない。

(軽油引取税の申告納付)

第196条 第190条第1項ただし書の規定によって軽油引取税を申告納付すべき納税者は、次の各号に定めるところによって申告した税額を、それぞれ納付書によって納付しなければならない。

(1) 第187条第1項の表(3)に該当する特約業者又は元売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第700条の14第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(2) 第187条第1項の表(4)に該当する石油製品販売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第700条の14第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(3) 第187条第1項の表(5)に該当する自動車の保有者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第700条の14第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(4) 第187条第1項の表(6)に該当する者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第700条の14第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(5) 第187条第1項の表(7)、(8)又は(11)に該当する者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第700条の14第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(6) 第187条第1項(9)又は(10)に該当する者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から30日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第700条の14第2項の総務省令で定める様式による納付申告書を知事に提出すること。

(軽油引取税に係る免税の手續)

第197条 法第700条の6各号に掲げる用途に供するため、同条の規定によってその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油(以下「免税軽油」という。)の引取りを行おうとする同条各号に掲げる者(以下「免税軽油使用者」という。)は、あらかじめ、知事に法第700条の15第2項の申請書を提出して同項に規定する免税軽油使用者証(以下「免税軽油使用者証」という。)の交付を受けておかななければならない。

2 前項の規定により免税軽油使用者証の交付を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。

3 前項の規定により納付すべき手数料の額は、400円とする。

4 第2項の手数料は、鳥取県収入証紙により納付しなければならない。

5 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

6 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなった場合には、遅滞なく、当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。

第198条 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第700条の15第1項の規定による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、同項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、施行令第56条の9の届出書の写しを知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、18リットルを下らないようにしなければならない。

3 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまと

め、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第700条の15第2項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した施行令第56条の8第3項の明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第1項の申請書の提出があった場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし、適当なものであると認めるときは、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、船舶の使用者等が当該販売業者の事務所又は事業所以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から1年を超えない範囲内において知事が定めて免税証に記載した期間とする。

8 前条第6項の規定は、免税証について準用する。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第199条 免税軽油使用者は、免税証に記載された数量を超える数量の軽油を法第700条の6各号に掲げる用途に使用した場合において、法第700条の22第4項又は第5項の規定による知事の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 知事が交付した免税証に係る軽油の数量
- (3) 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた理由
- (4) 免税軽油以外の軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
- (5) 免税軽油以外の軽油の引渡しを行った軽油の販売業者の事務所又は事業所の所在地及び氏名又は名称
- (6) 免税証の交付を申請することができなかった理由
- (7) その他知事が必要であると認める事項

2 知事は、前項の承認をした場合には、規則で定める承認書を同項の免税軽油使用者に交付する。

3 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第700条の22第4項又は第5項の規定によって、軽油引取税額の納入の免除又は軽油引取税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合には、規則で定める申請書に免税証を交付した都道府県知事の承認書を添付して知事に提出しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限)

第200条 引取りを行う免税軽油の数量が少量であることその他規則で定める特別な事情があると認められる者が法第700条の20の2第1項の報告書を提出する期限は、規則で定める。

(軽油引取税の徴収猶予の申請)

第201条 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第700条の21第1項の規定によって徴収猶予を申請する場合には、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを知事に提出するとともに申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。

- (1) 住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 申請に係る事務所又は事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
- (3) 軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を第195条の納期限までに受け取ることができなかった理由並びにその受け取ることができなかった金額
- (4) 提供する担保
- (5) 徴収猶予を受けようとする税額及び期間
- (6) その他知事が必要であると認める事項

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請)

第202条 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第700条の21の2第1項の規定によって軽油引取税の還付又は納入義務の免除を申請する場合には、総務省令第18条で定める申請書を知事に提出しなければならない。

(軽油を返還した場合における措置)

第203条 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から1月以内に次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 申請に係る事務所又は事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
- (3) 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
- (4) 販売契約の解除の理由及び解除のあった年月日
- (5) 返還に係る軽油の数量及び返還のあった年月日
- (6) その他知事が必要であると認める事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第700条の22第1項の規定によって、軽油引取税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合には、規則で定める還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 前2項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があったこと及びその数量を証明する書類を添付しなければならない。

(混和等の承認の申請等)

第204条 法第700条の22の2第1項の承認を受けようとする元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)又は自動車の保有者は、同項の総務省令で定める事項について記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合には、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、法第700条の22の2第1項の承認を与えるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、混和等の承認に関し必要な事項は、規則で定める。

(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知)

第205条 法第700条の30第4項の規定による更正又は決定の通知、法第700条の33第4項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第700条の34第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(軽油引取税に係る不足金額等の納付手続)

第206条 前条の通知書を受領した特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者は、不足金額(法第700条の31第1項に規定する不足金額をいう。)、過少申告加算金額(法第700条の33第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。)又は重加算金額(法第700条の34第1項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納入書又は納付書によってこれらを納入し、又は納付しなければならない。

2 前項の不足金額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から15日を経過した日とする。

第3節 入猟税

(入猟税の納税義務者)

第207条 入猟税は、狩猟者の登録を受ける者に対して課する。

(入猟税の税率)

第208条 入猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 6,500円
- (2) 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 2,200円

(入猟税の賦課期日)

第209条 入猟税の賦課期日は、狩猟者の登録を受けた日とする。

(入猟税の徴収方法)

第210条 入猟税の徴収は、狩猟者登録税の徴収の例によるものとし、狩猟者登録税の徴収と併せて行うものとする。この場合において、第9条の規定に基づく延滞金の計算については、入猟税及び狩猟者登録税の額の合算額によって同条の規定を適用するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第211条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成13年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成12年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中法人等の県民税に関する部分は、平成13年4月1日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度分の法人等の県民税について適用し、適用日前に終了した事業年度分の法人等の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中利子等に係る県民税に関する部分は、適用日以後に支払を受けるべき利子等について適用し、適用日前に支払を受けるべき利子等については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、適用日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、適用日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の事業税に関する部分は、平成13年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成12年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中地方消費税に関する部分は、平成13年度以後の年度分の地方消費税について適用し、平成12年度分までの地方消費税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、適用日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、適用日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中県たばこ税に関する部分は、適用日以後に行われる法第74条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき県たばこ税について適用し、適用日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課する県たばこ税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

第7条 新条例の規定中ゴルフ場利用税に関する部分は、適用日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、適用日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第8条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成13年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成12年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 キャンピング車に対して課する平成13年度分の自動車税の税率は、新条例第138条の表(4)イ(ウ)に定める

税率（以下「新税率」という。）が鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成11年鳥取県条例第40号）による改正前の鳥取県税条例第110条第4号イに定める税率（以下「旧税率」という。）を超える場合には、新条例第138条の規定にかかわらず、旧税率に新税率から旧税率を控除して得た額の3分の2の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算して得た額とする。

（鉱区税に関する経過措置）

第9条 新条例の規定中鉱区税に関する部分は、平成13年度以後の年度分の鉱区税について適用し、平成12年度分までの鉱区税については、なお従前の例による。

（狩猟者登録税に関する経過措置）

第10条 新条例の規定中狩猟者登録税に関する部分は、適用日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟者登録税について適用し、適用日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第11条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、適用日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第12条 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、適用日以後に行われる軽油の引取り、軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、炭化水素油の消費又は軽油の消費若しくは譲渡（以下「軽油の引取り等」という。）に対して課すべき軽油引取税及び適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が法第700条の3第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用し、適用日前に行われた軽油の引取り等に対して課する軽油引取税及び適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（入猟税に関する経過措置）

第13条 新条例の規定中入猟税に関する部分は、適用日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき入猟税について適用し、適用日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。

（処分等の効力に関する経過措置）

第14条 適用日前に改正前の鳥取県税条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新条例の規定に相当の規定があるものは、新条例の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第15条 適用日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例及び特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正）

第16条 次の表の条例名の欄に掲げる条例の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

条 例 名	条 項	改 正 前	改 正 後
合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）	第1条	鳥取県税条例（昭和29年5月鳥取県条例第26号）	鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）
	第2条第2項	鳥取県税条例第113条	鳥取県税条例第141条
	第3条	鳥取県税条例第110条	鳥取県税条例第138条及び第139条
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）	第5条	鳥取県税条例（昭和29年鳥取県条例第26号。以下「県税条例」という。）第62条	鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第79条
	第6条から第8条まで	県税条例第62条	県税条例第79条

(鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第17条 鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成11年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(経過措置) 第2条 略</p> <p>2 キャンピング車に対して課する<u>平成12年度分</u>の自動車税の税率は、<u>新条例第110条第4号イ</u>に規定する税率(以下「<u>新税率</u>」という。)がこの条例による改正前の鳥取県税条例第110条第4号イに規定する税率(以下「<u>旧税率</u>」という。)を超える場合には、<u>新条例の規定にかかわらず、旧税率に新税率から旧税率を控除して得た率の3分の1の率</u>(その率に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算して得た率とする。</p>	<p>(経過措置) 第2条 略</p> <p>2 キャンピング車に対して課する<u>次の各号に掲げる年度分</u>の自動車税の税率は、<u>新条例第110条第4号イ</u>に規定する税率(以下「<u>新税率</u>」という。)がこの条例による改正前の鳥取県税条例第110条第4号イに規定する税率(以下「<u>旧税率</u>」という。)を超える場合には、<u>新条例の規定にかかわらず、旧税率に当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率</u>(その率に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算して得た率とする。</p> <p>(1) <u>平成12年度分 新税率から旧税率を控除して得た率の3分の1の率</u></p> <p>(2) <u>平成13年度分 新税率から旧税率を控除して得た率の3分の2の率</u></p>

